

令和6年度 第5回福岡地方最低賃金審議会

本冊・資料目次

- 資料No.6－1 令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領
【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】
- 資料No.6－2 特定最低賃金の改正の申出の書類の写し
- 資料No.6－3 令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況

令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領

【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】

1 目的

特定最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った業種の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和6年8月21日(水) 13時00分～16時00分

場所：福岡合同庁舎 本館8階共用第7会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 実施主体

福岡地方最低賃金審議会

4 推薦手続き

- (1) 推薦は8月7日(水)までとし、意見発表者は一産業労使各1名とする。
- (2) 意見発表者には委員長名で依頼する。

5 意見発表・聴取要領

- (1) 意見発表者は意見を別紙「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」(任意様式で可)に記載し、8月14日(水)までに事務局へ提出する。
なお、やむを得ず当日持参する場合には、30部を用意すること。
- (2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- (3) 発表・聴取時間は1産業25分とし、内訳は意見発表労使各10分、質疑5分とする。
 - ア 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
13:00～13:25 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
 - イ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
13:25～13:50 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
 - ウ 輸送用機械器具製造業
14:15～14:40 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
 - エ 百貨店、総合スーパー
14:40～15:05 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
 - オ 自動車(新車)小売業
15:30～15:55 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)

令和6年8月21日

2024年6月17日

福岡労働局長 小野寺 徳子 殿

日本労働組合連合会

福岡 増田隆

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、鉄鋼業（高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行なわない鋼材製造業）を営む使用者に使用される労働者6,290名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

最賃の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

- ・ 労働協約上の賃金の最も低い額=1,326円/時間額
- ・ 改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額=1,053円/時間

5. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 最低賃金の金額改正に関する決議文
- (3) 申請代表者に対する委任状
- (4) 福岡県における鉄鋼業の事業所数と労働者の概要



2024年6月17日

日本労働組合連合会

福岡県 増田隆

福岡県「鉄鋼業」最低賃金金額改正に伴う労働者総数

1. 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業適用労働者数
(高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼および圧延業、製鋼を行なわない鋼材製造業)
6,290名(2023年12月調査)
2. 福岡県「鉄鋼業」最低賃金金額改正に対する合意者内訳
最低賃金協定 1組合 3,165名(50.3%)

2024年6月27日

福岡労働局
局長 小野寺 徳子 殿



全日本電機・電子・情報関係
福岡地方協議会

合
塗

申 出 書

最低賃金法第10条の1の規程により、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

- 1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
福岡県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 17,770人
- 2 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。
福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 17,770人
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数と割合 9,990人 (56.2%)
最も低い労働協約の金額 182,500円/月、1,117円/時間
現在適用されている法定最低賃金 1,019円/時間
- 5 添付書類
 - ① 労働協約の写し
 - ② 申出合意書および申請代表者に対する委任書
 - ③ 福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の労働者総数と、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数

以 上

2024年 6月28日

福岡労働局
局長 小野寺 徳子 殿

自動車
福岡県自動車労働者協議会
議長 中野

申請書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県に於いて輸送用機械器具製造業（自転車・同部品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者 26,860名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 14,823名（55.18%）
福岡県に於ける輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 26,860人
(最も低い)労働協約の金額 = 8,929円/日、1,117円/時間
現在適用されている法定最低賃金 = 1,029円/時間

5. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申請代表者に対する委任状
- ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



令和6年6月26日

福岡労働局
局長 小野寺 徳子 殿

UA [redacted] 支部

支部長 西 丹 [redacted]



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申し出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
福岡県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 13,200 名
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
福岡県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 - (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者以上 約 13,200 人
3. 決定を申し出る最低賃金の件名
福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金
4. 申出の内容
上記3の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1程度に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 8,359名

福岡県の百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者数 13,200名

現在最も低い労働協約の金額 = 1,005円 (時間額)

現在適用されている法定最低賃金額 = 941円 (時間額)

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

最低賃金に関する協定書又は確認書等はこれまでと同様

(2) 申出合意書及び委任状

最低賃金法15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求める申し出に合意し、当該申し出に係わる事項一切について、下記1の者に委任します。

(3) 福岡県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

(4) 所定労働時間数及び所定労働日数

百貨店、総合スーパー(J551)の最低賃金に合意する者の内訳と申出に係わる企業における労使協定の最低賃金、所定労働時間及び所定労働日数

以上

2024年6月30日

福岡労働局
局長 小野寺徳子 殿

自動車総連福岡地方協議会
販売部門連絡会
委員長 吉武 和也

申請書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
福岡県に於いて自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者 9,780名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
3. 申し出の内容
上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 6,570名 (67.2%)
福岡県に於ける自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者数 9,780人
(最も低い) 労働協約の金額 = 8,207円/日、1,070円/時間
現在適用されている法定最低賃金 = 1,028円/時間
5. 添付書類
 - ①労働協約の写し
 - ②申請代表者に対する委任状
 - ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



以上

令和6年8月21日

令和6年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		適用労働者数 (A)	合意者 又は 協約適用 労働者数 (B)	合意者 又は 協約適用 労働者割合 (B)÷(A)	協定 最低賃金額 (C)	現在の 特定最賃額 (D)	差額 (C-D)	差額率 (C)÷(D)
			労働協約	公正競争							
令和6年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼 圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連 合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,290 人	3,165 人	50.3%	1,326 円	1,053 円	273 円	125.9%
令和6年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関 連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 久保 隆志	○		17,770 人	9,990 人	56.2%	1,117 円	1,019 円	98 円	109.6%
令和6年6月26日	福岡県輸送用機械器具製 造業	自動車総連福岡地方協議 会 議長 中野 敬介	○		26,860 人	14,823 人	55.2%	1,117 円	1,029 円	88 円	108.6%
令和6年6月26日	福岡県百貨店、総合スー パー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		13,200 人	8,359 人	63.3%	1,005円	945円	60円	106.3%
令和6年7月1日	福岡県自動車(新車)小売 業	自動車総連福岡地方協議 会 販売部門連絡会 委員長 吉武 和也	○		9,780 人	6,570 人	67.2%	1,070 円	1,028 円	42 円	104.1%

※「合意者又は協約適用労働者割合」については、小数点第2位を四捨五入

令和6年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

令和6年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和5年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和4年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社 〇〇	〇〇労働組合	令和6年4月19日	3,165 名	¥1,326	¥1,131	¥1,104
合計			3,165 名	¥1,326	¥1,131	¥1,104

令和6年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和6年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和6年度	協定最低賃金 (時間額) 令和6年度	協定最低賃金 (時間額) 令和5年度	協定最低賃金 (時間額) 令和4年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社 〇〇	〇〇労働組合	令和6年3月26日	80名	¥1,143	¥1,069	¥1,003
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年4月17日	575名	¥1,200	¥1,129	¥1,079
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年4月1日	124名	¥1,200	¥1,129	¥1,079
〇〇株式会社	〇〇労働組合(〇〇地区)	令和6年4月1日	517名	¥1,200	¥1,129	¥1,079
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月1日	532名	¥1,140	¥1,109	¥1,050
〇〇株式会社 〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年3月16日	452名	¥1,197	¥1,119	¥1,074
株式会社〇〇 〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年5月9日	1,583名	¥1,190	¥1,119	¥1,074
株式会社〇〇 〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月9日	353名	¥1,190	¥1,119	¥1,074
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年5月29日	531名	¥1,190	¥1,165	¥1,165
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年5月31日	356名	¥1,125	¥1,075	¥1,030
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年5月31日	289名	¥1,125	¥1,075	¥1,030
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年5月31日	534名	¥1,125	¥1,075	¥1,030
株式会社〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和6年4月1日	472名	¥1,117		
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年5月1日	2,026名	¥1,242	¥1,104	¥1,042
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年4月5日	433名	¥1,148	¥1,071	¥1,049
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年5月10日	438名	¥1,128	¥1,076	¥1,032
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年3月31日	235名	¥1,190	¥1,114	¥1,082
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年5月9日	231名	¥1,250	¥1,082	-
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年4月17日	109名	¥1,137	¥1,068	¥1,030
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年6月28日	120名	¥1,177		
合計			9,990名	最低： ¥1,117	最低： ¥1,047	最低： ¥1,003

令和6年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】輸送用機械器具製造業

令和6年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和5年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和4年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月12日	8,413 名	¥1,156	¥1,067	¥1,017
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月25日	3,792 名	¥1,117	¥1,063	-
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月1日	321 名	¥1,177	¥1,107	¥1,038
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年6月1日	180 名	¥1,200	¥1,108	¥1,054
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月5日	1,124 名	¥1,118	¥1,046	-
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年6月7日	993 名	¥1,156	¥1,057	¥1,057
合計			14,823 名	最低： ¥1,117	最低： ¥1,046	最低： ¥966

令和6年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】百貨店，総合スーパー

令和6年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和5年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和4年度
使用者(事業場)	労働組合					
株式会社〇〇	〇〇労働組合 〇〇支部	令和6年4月1日	903 名	¥1,035	¥1,100	¥1,060
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年5月31日	319 名	¥1,168	¥1,101	¥1,071
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年4月1日	294 名	¥1,110	¥1,030	-
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年3月21日	365 名	¥1,072	¥1,045	¥900
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年2月21日	5,929 名	¥1,005	¥945	¥980
株式会社〇〇	〇〇ユニオン	令和6年4月17日	290 名	¥1,056	¥1,015	-
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年4月1日	259 名	¥1,138	¥1,073	¥1,026
合計			8,359 名	最低 : ¥1,005	最低 : ¥900	最低 : ¥900

令和6年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】自動車(新車)小売業

令和6年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和5年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和4年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年6月14日	1,103 名	¥1,197	¥1,098	¥1,011
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年6月1日	894 名	¥1,173	¥1,093	¥1,052
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年6月7日	690 名	¥1,244	¥1,147	¥1,074
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月8日	1,036 名	¥1,090	¥1,055	¥1,036
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和6年5月24日	811 名	¥1,233	¥1,129	¥1,017
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月10日	659 名	¥1,092	¥1,035	¥1,004
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和6年5月10日	594 名	¥1,070	¥1,039	¥1,021
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和6年6月21日	294 名	¥1,124	¥1,108	¥1,092
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和6年4月11日	489 名	¥1,193	¥1,160	¥1,042
			6,570 名	最低： ¥1,070	最低： ¥1,035	最低： ¥1,004

